

令和元年度 第4回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和元年7月10日（水）午後1時30分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤平清子君	1番 渡邊通君
2番 小泉治久君	2番 吉田一男君
3番 柳生利幸君	3番 山崎明君
4番 浅野敬司君	4番 小見川清君
5番 吉田和嗣君	5番 小松崎秀昭君
6番 島田辰男君	6番 福岡みつ子君
7番 長谷川義洋君	7番 諏訪原早苗君
8番 横張清彦君	8番 野口裕司君
9番 青山和泉君	9番 栗山繁君
10番 山崎久司君	10番 大塚康夫君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後1時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は20名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、7番長谷川義洋委員・8番横張清彦委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日6月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が28aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、譲受人の要望による為でございます。

整理番号2番、申請日6月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が27aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号3番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が10aです。譲受人の理由としては、耕作利便性の向上の為でございます。譲渡人の理由としては、譲受人の要望による為でございます。

整理番号4番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4aです。譲受人の理由としては、耕作利便性の向上の為でございます。譲渡人の理由としては、譲受人の要望による為でございます。

整理番号5番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が2aです。譲受人の理由としては、耕作利便性の向上の為でございます。譲渡人の理由としては、離農する為でございます。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番島田辰男委員、整理番号2番を1番藤平清子委員、整理番号3番から5番を4番浅野敬司委員、お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、町道から一番奥まった場所にある谷津田であります。現地は、篠竹が生い茂り荒廃した状態ではありますが、農地取得の要件を満たしており、本申請地を取得後、徐々に改善を図りながら、農地として有効利用するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲渡人の親戚にあたる譲受人が、相対で借りていて、現在も耕作しております。現地は、適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局： 次、整理番号3番から5番について、〇〇の所有する山林4aと合わせて、〇〇との間で相互贈与。また、〇〇の所有する宅地1aと〇〇との間で同じく相互贈与するもので、いずれも、取得することで耕作利便性の向上が図られることから、本申請に至ったものであります。

4番： 整理番号3番から5番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地のうち、〇〇と〇〇は耕作中、〇〇は管理休耕中の農地で、現地は、適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番： 整理番号1番2番、所有権移転売買ですが、売買金額はどうなっていますか。また、整理番号2番の譲受人の年齢が〇〇歳、耕作に問題はありますか。

事務局： 整理番号1番、10aあたり〇〇万円、整理番号2番、10aあたり〇〇万円となっております。整理番号2番の耕作については、現在も相対で借りて、耕作中であり、問題ないと思われます。

8番： 整理番号1番、谷津田で、荒廃していて、整地するのが大変ですね。

6番： そうですね、耕し、農地として利用出来るか、心配です。

会長： トラクター・ユンボ等、機械はあるようです。申請地は、農振農用地で転用出来ないことを、譲受人も理解しています。農地改良申請があるかもしれませんね。

議長： 他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日6月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積2aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は令和元年8月20日から令和元年12月31日までです。契約内容は所有権移転（贈与）です。

整理番号2番、申請日6月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積4aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は令和元年8月20日から令和2年2月20日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

整理番号3番、申請日6月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積7aです。転用理由は、太陽光発電設備を設置するためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は令和元年10月30日から令和元年11月15日までです。契約内容は賃貸借権（20年）です。

整理番号4番、申請日6月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積7aです。転用理由は、太陽光発電設備を設置するためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は令和元年9月30日から令和元年10月15日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

整理番号5番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積12aです。転用理由は、太陽光発電設備を設置するためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は令和元年8月20日から令和元年9月20日までです。契約内容は賃貸借権（20年）です。

整理番号6番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積5a内0.001aです。転用理由は、太陽光発電設備の電柱を設置するためです。転用計画は、太陽光発電設備の電柱です。工事期間は令和元年8月20日から令和元年9月20日までです。契約内容は賃貸借権（20年）です。

整理番号7番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、田、1筆、面積合計13aです。転用理由は、太陽光発電設備を設置するためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は令和元年9月30日から令和元年10月1

5日までです。契約内容は賃貸借権（20年）です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を1番藤平清子委員、整理番号3番4番7番を8番横張清彦委員、整理番号5番6番を3番柳生利幸委員お願いいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲渡人の所有する宅地に隣接し、同一画地内にあります。現地は、管理休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。開発行為等の許認可についても、進めているところであります。土地利用の計画内容や、隣地境界についても問題ないと思われまます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。隣地には、譲受人の親が居住しています。譲受人は、申請地が属する大字もしくはそこと隣接する大字に10年以上居住している要件を満たしており、周辺の営農への影響も無く、隣地境界についても問題ないと思われまます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

8番： 整理番号3番4番7番について報告します。現地調査の結果、いずれも、事務局の説明どおりであります。申請地のうち、〇〇と、〇〇は耕作中、その他は管理休耕中の農地で、現地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われまます。隣地住民への配慮や、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

3番： 整理番号5番6番について報告します。現地調査の結果、いずれも、事務局の説明どおりであります。申請地は、篠竹が生い茂り、良好な状態ではありませんが、土地利用の計画内容から、周辺の営農への影響も無く、境界についても問題ないと思われまます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番： 整理番号3番から7番まで、太陽光発電設備の申請が多いですね。賃貸借権・所有権移転売買がありますが、賃料・売買価格はどうなっていますか。

事務局： 整理番号3番、賃貸借権年間〇〇万円、整理番号4番、所有権移転売買1㎡〇〇〇円、整理番号5番、賃貸借権年間〇〇万円、整理番号6番、賃貸借権年間〇〇万円（電柱部分のみ）、整理番号7番、賃貸借権年間〇〇万円となっております。

会長： 賃貸借権の場合、契約満了後どうなるのか、設備は産業廃棄物となるので、片付けや処分費用、どうなっているか、契約時に確認しないとイケませんね。

7番： 整理番号5番、竹来の太陽光発電設備は、隣接地への太陽反射の影響はありませんか。

事務局： 影響の心配はありません。

議 長： 他、質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めまます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めまます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日6月24日、申請地は阿見町〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は15a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号2番、申請日6月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は2a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院昭和43年6月11日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を9番青山和泉委員、2番を2番小泉治久委員お願いいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、山林化しており、周辺農地に絡む接続道路について、立会いに同席の代理人に対し指導しました。また、平成6年の航空写真からも、山林化の状態が続いていると判断できるので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2番： 整理番号2番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。また、昭和43年の航空写真からも、建物の屋根が確認でき、引き続き宅地として利用されている状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題といたします。

整理番号3番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が28a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が25a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、4筆、面積合計が31a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が39a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、10年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、合計が3a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコン、5年の新規設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が8a、権利は使用貸借

の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が8a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が102aの内12a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

- 議 長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
（農業委員8番横張清彦委員 入室）

<報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事 務 局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和元年7月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事 務 局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事 務 局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は21件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事 務 局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は2件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

①活動報告

- 6月24日（月）霞ヶ浦北浦治水水環境促進同盟会通常総会（行方市）
- 6月28日（金）県農：総会

②今後の予定

- 7月11日（木）ジャガイモ収穫体験
- 7月11日（木）農業再生協議会
- 7月26日（金）むつみ会総会
- 8月 1日（木）2日（金）郡協議会視察研修
- 8月 3日（土）4日（日）まい・あみ・まつり
- 8月 9日（金）視察研修 香取市 県農林総合研究センター（里芋）

③現地調査及び総会の予定

- 8月現地調査 8月 8日（木）当番農委 9番青山和泉委員
当番農委 1番藤平清子委員
- 8月定例総会 8月 9日（金）午前9時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後2時45分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印